

補助率 補助金額（上限）
2/3 400万円

募集期間

令和4年3月2日(水)～令和5年1月31日(火)

【午後5時15分必着】

※補助金予算の上限に達し次第、受付を終了します。

資料⑤

高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を乗り越えるため、設備等を新たに導入し、自社の生産性を向上させたいとお考えの方へ、設備等導入経費の一部を補助します。

New

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている事業者に加え、物価高騰の影響を受けている事業者も対象となりました。

対象経費

①高知市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載された下記の設備等のうち、工業会証明書(5)のソフトウェアの場合は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項に規定する要件（販売開始から5年以内）を満たすことをソフトウェアの開発元事業者等が証明する書類）の添付のある下記の設備等の導入費

(1)機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のも

(2)器具及び備品で1台又は1基の取得価額が30万円以上のも

(3)測定工具及び検査工具で1台又は1基の取得価額が30万円以上のも

(4)建物附属設備で一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のも

(5)ソフトウェアで一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のも

※設備等の取得単位は通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものは1組又は1式となります。

②上記①の設備等の導入において不可欠となるソフトウェアの導入費

対象外経費

以下については、補助対象外となります。

- ・中古設備等の購入費
- ・設備等のリース料
- ・国、県等の補助金の交付を受けている設備等
- ・設備等導入に伴う建物増改築費用等
- ・設備等の保証、保守等に係る費用

補助対象者

①本補助金申請日時点において、令和3年3月1日以降に、先端設備等導入計画に係る本市の認定又は変更認定を受けていること。

②本補助金申請日時点において、市内に事業所を有し、2年以上事業等を行っている法人又は個人

③【新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の場合】

<法人>

・令和3年度の事業収入が令和元年度に比べ5%以上減少していること。

（申請日時点において、令和3年度の決算期が到来していない場合は、令和2年度における事業収入が令和元年度に比べ5%以上減少していること。）

<個人>

・令和3年分の事業収入が令和元年分に比べ5%以上減少していること。

【物価高騰の影響を受けている事業者の場合】

<法人・個人共通>

・申請日の属する月の前3か月における事業収入又は付加価値額（※）が令和3年の同期間と比較して5%以上減少していること。

※付加価値額とは、事業収入から材料費、運送費、外注加工費等の外部購入額を控除した額をいいます。

④中小企業等経営強化法第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。

⑤次のいずれかに該当する者でないこと。

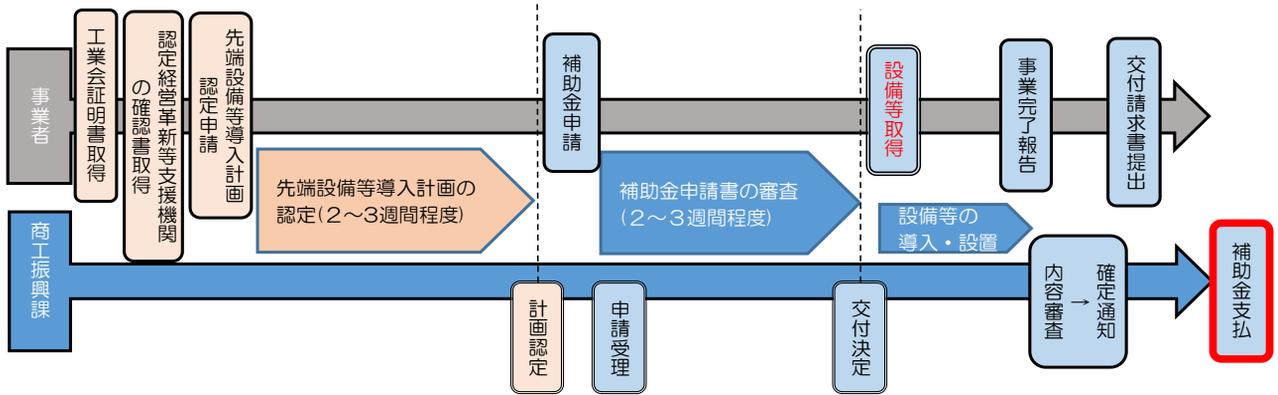
- ・高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当すると認める者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- ・法人税法第2条第5項に規定する公共法人
- ・政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- ・市区町村税を滞納している者

ご注意

本補助金への申請は1事業者（代表者）あたり1回限りになります。

※過去に本補助金の交付を受けた事業者においては、新たに生産性を向上させるソフトウェアを導入する場合に限り、申請が可能です。

事業の流れ



※補助金の申請は先端設備等導入計画の認定を受けたものから受け付けます。

(同時申請はできません。)

※補助金申請書受理にあたって、先端設備等導入計画の設備や数値等の詳細情報の記載が必要となるため、綿密な計画策定をお願いします。

※補助金の交付決定前に設備等を導入した場合、補助の対象にはできないのでご注意ください。

※補助金の支払いは、設備等を設置し、該当経費の払い込みが確認できた後の支払いとなりますので、補助対象事業期間中は借入金等で必要な資金を自己調達する必要があります。

補助金申請時必要書類 (様式等については商工振興課ホームページをご確認ください。)

補助金交付申請時必要書類 (※申請書提出時は提出者の本人確認資料(運転免許証等)をご持参ください。)

●共通	
(1)補助金交付申請書(様式第1号)	
(2)事業計画書(様式第1号-①又は様式第1号-②))	
(3)補助対象経費に係る見積書及び設備等の詳細がわかるパンフレット等	
(4)暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	
(5)中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項に規定する要件(販売開始から5年以内)を満たすことを証明する書類(ソフトウェアの開発元事業者等の押印があるもの)※ソフトウェアを導入する場合	
●会社等の法人	●個人事業主
(6)履歴事項全部証明書	(6)市税等納税証明(市税等に滞納がないことの証明)
(7)役員の住民票(申請日以前3カ月以内に発行されたもの)	(7)個人事業主の住民票(申請日以前3カ月以内に発行されたもの)
(8)会社の市税等納税証明(市税等に滞納がないことの証明)	
●事業収入等減少に係る証明書類(会社等の法人)	●事業収入等減少に係る証明書類(個人事業主)
【新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の場合】	【新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の場合】
(9)令和3年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書 ・窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・e-Taxにて確定申告した場合は、受信通知も添付	(8)令和3年の確定申告書第一表 ・窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・e-Taxにて確定申告した場合は、受信通知も添付
(10)令和元年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書 ・窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・e-Taxにて確定申告した場合は、受信通知も添付	(9)令和元年の確定申告書第一表 ・窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・e-Taxにて確定申告した場合は、受信通知も添付
【物価高騰の影響を受けている事業者の場合】	【物価高騰の影響を受けている事業者の場合】
(9)申請日の属する月の前3か月の事業収入(付加価値額)が分かる売上台帳等	(8)申請日の属する月の前3か月の事業収入(付加価値額)が分かる売上台帳等
(10)比較対象となる3か月の事業収入(付加価値額)が分かる売上台帳等	(9)比較対象となる3か月の事業収入(付加価値額)が分かる売上台帳等
(11)(10)の3か月の属する年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書	(10)(9)の3か月の属する年度の確定申告書第一表 ・青色申告の場合は「所得税青色申告決算書」も添付

先端設備等導入計画の認定について

補助金の申請前に、本市の先端設備等導入計画の認定または変更認定を受けてください。

認定に関する申請方法や様式等は本市ホームページ『中小企業等経営強化法に基づく支援制度について』をご確認ください。

また、併せて中小企業庁ホームページ『経営サポート「先端設備等導入制度による支援」』内の「先端設備等導入計画策定の手引き」及び「Q&A」をご確認ください。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>)

申請方法・お問い合わせ先について

●詳しい内容及び申請方法などは、ホームページをご覧ください、下記までお問い合わせください。

高知市役所 商工振興課 TEL: 088-823-9375

高知市 生産性向上補助金

検索

